

国自安第135号の2
令和6年12月24日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における道路運送法第21条許可により
運送する場合の旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「大阪・関西万博」という。）の開催により輸送需要の急激な増加が見込まれるとともに、会場への乗り入れ車両を乗合バス型の電気自動車（以下「路線型EVバス」という。）に制限されていることから、事業者において多数の運転者を採用した後に短期間で道路運送法関係法令に基づく指導監督を行うことが求められているところである。

一般乗合旅客自動車運送事業者として導入した路線型EVバスを、大阪・関西万博開催期間中のみ道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供すること、使用実態は路線定期運行と同様であること、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進する必要があることから、大阪・関西万博の開催期間中における旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の解釈及び運用について、下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。なお、関係事業者団体長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 対象となる事業

一般貸切旅客自動車運送事業とする。

2. 必要な手続き

事業者は、以下の解釈を適用する場合には、あらかじめ、営業所の所在地を管轄する運輸支局に対し、別紙対象車両報告書及び対象運転者報告書を提出する。これを変更しようとするときも同様とする。

3. 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈

(1) 対象車両は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西

万博のために道路運送法第 21 条第 2 号の許可を受けた事業者が保有する標準仕様ノンステップバスの認定を満たす路線型 EVバス又は当該対象車両の代替車両として一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について（令和 5 年 12 月 28 日付け国自安第 120 号、国自技環第 173 号、国自旅第 274 号、国自基第 173 号、国自整第 187 号）に基づき一般貸切旅客自動車運送事業用として併用及び流用がされている事業用自動車とする。

(2) (1) の対象車両を使用する場合にあって、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西万博のために道路運送法第 21 条第 2 号の許可を受けた事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 26 条第 1 項において「一般乗合旅客自動車運送事業者」に該当するものと解釈する。

(3) (1) の対象車両を使用する場合にあって、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西万博のために道路運送法第 21 条の許可を受けた事業者は、運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項に規定する「指導」について、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号）において「一般乗合旅客自動車運送事業者」に該当するものと解釈する。

4. 運用期間

当該解釈の運用期間は、大阪・関西万博の開催期間である令和 7 年 10 月 13 日までとする。なお、運用期間を過ぎた対象運転者を 3 年以内に一般乗合自動車運送事業の運転者として選任する場合は運輸規則第 38 条第 2 項に規定する「特別な指導」を不要とし、対象運転者を一般貸切自動車運送事業の運転者として選任する場合は運輸規則第 38 条第 2 項に規定する「特別な指導」が必要なものとする。

対象車両報告書

日付	令和 年 月 日
フリガナ	
事業者名	
フリガナ	
営業所名	
フリガナ	
代表者名	
連絡先	

対象車両一覧

番号	自動車登録番号	バスの種別
1		電気自動車 ・ 代替バス
2		電気自動車 ・ 代替バス
3		電気自動車 ・ 代替バス
4		電気自動車 ・ 代替バス
5		電気自動車 ・ 代替バス
6		電気自動車 ・ 代替バス
7		電気自動車 ・ 代替バス
8		電気自動車 ・ 代替バス
9		電気自動車 ・ 代替バス
10		電気自動車 ・ 代替バス
11		電気自動車 ・ 代替バス
12		電気自動車 ・ 代替バス
13		電気自動車 ・ 代替バス
14		電気自動車 ・ 代替バス
15		電気自動車 ・ 代替バス
16		電気自動車 ・ 代替バス
17		電気自動車 ・ 代替バス
18		電気自動車 ・ 代替バス
19		電気自動車 ・ 代替バス
20		電気自動車 ・ 代替バス

※複数の営業所がある場合は、営業所ごとにリストを作成・提出してください。

対象運転者報告書

日付	令和 年 月 日
フリガナ	
事業者名	
フリガナ	
営業所名	
フリガナ	
代表者名	
連絡先	

対象運転者一覧

番号	運転者氏名	選任年月日
1		令和 年 月 日
2		令和 年 月 日
3		令和 年 月 日
4		令和 年 月 日
5		令和 年 月 日
6		令和 年 月 日
7		令和 年 月 日
8		令和 年 月 日
9		令和 年 月 日
10		令和 年 月 日
11		令和 年 月 日
12		令和 年 月 日
13		令和 年 月 日
14		令和 年 月 日
15		令和 年 月 日
16		令和 年 月 日
17		令和 年 月 日
18		令和 年 月 日
19		令和 年 月 日
20		令和 年 月 日

※当該報告書の写しは運転者等台帳とともに保管してください。

別添

国自安第135号
令和6年12月24日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長
(公 印 省 略)

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における道路運送法第21条許可により
運送する場合の旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「大阪・関西万博」という。）の開催により輸送需要の急激な増加が見込まれるとともに、会場への乗り入れ車両を乗合バス型の電気自動車（以下「路線型EVバス」という。）に制限されていることから、事業者において多数の運転者を採用した後に短期間で道路運送法関係法令に基づく指導監督を行うことが求められているところです。

一般乗合旅客自動車運送事業者として導入した路線型EVバスを、大阪・関西万博開催期間中のみ道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供すること、使用実態は路線定期運行と同様であること、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進する必要があることから、大阪・関西万博の開催期間中における旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の解釈及び運用について、下記のとおり定めましたので、会員事業者への周知を徹底するとともに、輸送の安全の確保に努めて頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる事業

一般貸切旅客自動車運送事業とする。

2. 必要な手続き

事業者は、以下の解釈を適用する場合には、あらかじめ、営業所の所在地を管轄する運輸支局に対し、別紙対象車両報告書及び対象運転者報告書を提出する。これを変更しようとするときも同様とする。

3. 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈

- (1) 対象車両は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西万博のために道路運送法第 21 条第 2 号の許可を受けた事業者が保有する標準仕様ノンステップバスの認定を満たす路線型 EVバス又は当該対象車両の代替車両として一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用等について（令和 5 年 12 月 28 日付け国自安第 120 号、国自技環第 173 号、国自旅第 274 号、国自基第 173 号、国自整第 187 号）に基づき一般貸切旅客自動車運送事業用として併用及び流用がされている事業用自動車とする。
- (2) (1) の対象車両を使用する場合にあって、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西万博のために道路運送法第 21 条第 2 号の許可を受けた事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 26 条第 1 項において「一般乗合旅客自動車運送事業者」に該当するものと解釈する。
- (3) (1) の対象車両を使用する場合にあって、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、かつ、大阪・関西万博のために道路運送法第 21 条の許可を受けた事業者は、運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項に規定する「指導」について、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号）において「一般乗合旅客自動車運送事業者」に該当するものと解釈する。

4. 運用期間

当該解釈の運用期間は、大阪・関西万博の開催期間である令和 7 年 10 月 13 日までとする。なお、運用期間を過ぎた対象運転者を 3 年以内に一般乗合自動車運送事業の運転者として選任する場合は運輸規則第 38 条第 2 項に規定する「特別な指導」を不要とし、対象運転者を一般貸切自動車運送事業の運転者として選任する場合は運輸規則第 38 条第 2 項に規定する「特別な指導」が必要なものとする。